



「昭和100年」関連施策について

令和8年1月
内閣官房「昭和100年」関連施策推進室

「昭和100年」関連施策の推進について

基本的な考え方

一令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から起算して満100年－

- 昭和の時代は、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代であった。
- 「昭和100年」を契機に昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を共有することは、平成以降の生まれの世代にとっても新たな発見のきっかけとなり、また、世代を超えた理解・共感を生むとともに、リスクや課題に適切に対応しながら、幸せや生きがいを実感でき、希望あふれる未来を切り拓く機会になる。さらに、いつの時代にあっても忘れてはならない平和の誓いを継承し、将来にわたる国際社会の安定と繁栄への貢献につなげていく機会になる。
- このような観点から、幅広い分野にわたり、「昭和100年」関連施策を推進する。

施策の方向性

- 昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策
- 昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策
- 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策

⇒ 各府省において、記念式典等の関連施策の実現に向けて積極的に取り組んでいく。併せて、地方公共団体や民間主体も含めて多様な取組が全国各地で推進されるよう、幅広く周知広報を行う。

<「昭和100年」関連施策の検討状況について>

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議（第4回）（令和7年10月2日開催）配布資料より
(令和7年9月30日現在)

	府省・団体数	施策数
国	19	199
都道府県	25	119
指定都市	14	43
市町村	150	242
民間団体	36	41

※令和7年実施分を含む

<「昭和100年」関連施策のロゴデザインについて>

- 各府省、地方公共団体等が「昭和100年」関連施策を実施する際に活用できるロゴデザインを、一般投票を経て令和7年7月下旬に決定。
- 国の行政機関（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む）が実施する関連施策でのロゴデザインの使用については、使用申請は不要。

【活用例】

- ・広報紙での活用
- ・図書展示での活用
- ・チラシ等での活用

(左から、京田辺市・静岡市・千葉県の例)



<「昭和100年」ポータルサイトについて>

- 各府省、地方公共団体等が実施する「昭和100年」関連施策の情報発信のため、令和7年6月下旬に「昭和100年」ポータルサイトを開設。本格的な運用は、令和7年10月上旬より開始。[URL : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html)
- 「「昭和100年」関連施策とは」「イベント情報」「特集コーナー」「プレイベント」「リンク集」等のコンテンツを用意。関連施策の実施主体がポータルサイト上の登録フォームから詳細情報を入力することで、「イベント情報」の各施策ページにおいて、開催日時、開催場所、ホームページやチラシなどの詳細を広報することができる。



<各施策ページ>

国における「昭和100年」関連施策（概要）

※令和7年9月30日現在

昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していく施策

【昭和期の資料の収集・整理、企画展等の開催】

- 昭和期資料の寄贈寄託の促進、国立公文書館における展示会等の開催、昭和期公文書の国立公文書館等への移管の促進【内閣府】
- 宮内公文書館・昭和天皇記念館共催による企画展示【宮内庁】
- 外交史料館における外交文書の記念展示【外務省】
- 防衛研究所戦史研究センターにおける特別展示、昭和時代に発行された文献等史料の集中調査・補修事業等【防衛省】

【昭和期の文書等のアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開】

- 国立公文書館における昭和期公文書のデジタルアーカイブの充実【内閣府】
- 昭和大礼記録のデジタル化【宮内庁】
- 昭和期の歴史的価値の高い史料等のデジタルアーカイブの推進【法務省】
- 独立行政法人酒類総合研究所報告のデジタル化【財務省】
- 国立教育政策研究所教育図書館所蔵資料のデジタルアーカイブ化【文科省】
- 昭和期のスポーツ関連資料のデジタルアーカイブ化【スポーツ庁】
- 國際共同研究及び国有林、漁業の発展の歴史に関する資料の整理、デジタルアーカイブ化、公開等の実施【農水省】

【戦争体験等の次世代への継承】

- 平和の語り部事業【厚労省】
- 昭和館・しょうけい館・首都圏中国帰國者支援・交流センターにおける次世代の語り部事業【厚労省】

【昭和にゆかりのある施設等における保存・公開等の実施】

- 迎賓館赤坂離宮「昭和100年特別企画」の実施【内閣府】
- 皇室関連施設（皇居、京都御所、正倉院、御料牧場）における特別展示【宮内庁】
- 新宿御苑における特別展示【環境省】
- 市ヶ谷記念館における特別展示【防衛省】

「昭和100年」の機運を盛り上げる施策

【昭和100年記念事業、大会等の開催】

- 昭和100年記念式典（仮）【内閣府】
- 昭和100年を冠した武道大会等の開催【警察庁】
- 昭和100年を冠した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催【スポーツ庁】
- 昭和100年を冠した文化イベント（国民文化祭、芸術祭等）の開催【文化庁】
- 昭和100年を冠したイベント等の実施【内閣官房、警察庁、法務省】
- 昭和100年を冠した記念分岐造林の実施【農水省】
- 記念貨幣の発行の検討、記念切手の発行推薦【内閣官房、総務省、財務省、スポーツ庁】
- 国営昭和記念公園における関連イベントの開催【国交省】

【広報関係・情報発信】

- ロゴデザインの作成・ポータルサイト等各種媒体を使った広報展開【内閣官房、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、法務省、文科省、文化庁、厚労省、国交省、環境省、防衛省】
- 「統計データ・グラフフェア」における昭和期の統計資料の展示、「こども霞が関見学デー」における消防の歴史に関する展示、NTT技術史料館における電信電話の歴史・技術に関するイベントの開催【総務省】
- 老人の日・老人週間における行事等を活用した「昭和100年」関連施策への積極的な取組の推進【厚労省】
- 水の日・水の週間等とあわせた広報展開、昭和期の歴史を探訪する旅の開発等【国交省】
- 温泉地セミナー等における「昭和100年」と関連付けた講演【環境省】

【地方における「昭和100年」に関する取組への支援】

- 国立公文書館による地方公文書館のデジタル化事業への助言、地方公共団体が行う地方創生にも資する「昭和100年」に関する取組支援【内閣府】
- 地域における昭和期の文化財のデジタルデータ化支援及び昭和期の歴史文化資産の活用支援【総務省】

昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていく施策

【昭和期の経済、文化・芸術、各種制度等に係る企画等の開催】

- 「昭和100年」を踏まえた北方領土問題に関する国民世論の啓発【内閣府】
- 「昭和期の金融行政が戦後において果たした役割」等のシンポジウム・企画展示の開催【金融庁】
- 統計博物館における昭和期の統計資料に関する企画展示【総務省】
- 法務史料展示室等における司法制度の改革に関する特集展示等【法務省】
- JICAにおける昭和期に我が国がはたした国際協力等に係る研修やイベント、情報発信【外務省】
- 国立印刷局「おれと切手の博物館」における特集展や税関、租税史料室等での特別展示等【財務省】
- 国立女性教育会館や国立極地研究所、国立研究開発法人理化学研究所における資料展示や庁舎内での企画展示等【文科省】
- 日本スポーツ振興センターにおける関連展示【スポーツ庁】
- 国立文化施設（国立美術館、国立科学博物館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会等）における展示等【文化庁】
- 国立映画アーカイブが所蔵する昭和期に関する日本映画の上映やアニメを活用した企画の実施【文化庁】
- 昭和の感染症対策に関するシンポジウム、検疫所における施設見学や検疫の歴史に関するイベント、共生社会フォーラム、「薬害」の歴史に関する特別展示等【厚労省】
- 「消費者の部屋」「実りのフェスティバル」「食育推進全国大会」等における講演やパネル等展示【農水省】
- 産業技術総合研究所における昭和の研究開発成果についての展示【経産省】
- 地図と測量の科学館における特別展示、気象科学館等におけるパネル展示【国交省】
- 国立公園シンポジウム等における情報発信【環境省】
- 「昭和100年」関連の防衛問題セミナーの開催、昭和時代の科学技術関連史料の展示、防衛大学校における「昭和100年」関連の史料展示【防衛省】

【昭和期の人々の生活の紹介】

- 昭和の消費生活等の紹介【消費者庁】
- 昭和期の衣食住文化に関する展示やイベント、「危機的な状況にある方言・言語サミット」における昭和最後の全国方言調査の関連資料などの展示、文字・活字文化資源活用推進事業における昭和文学資料など展示【文化庁】
- 昭和元年前後の郷土料理の紹介、食育推進全国大会等における昭和期以降の食と農のつながりに係るイベント等【農水省】
- 昭和期の日本経済（高度経済成長・大衆文化・万博など）についてのパネル・製品展示【経産省】
- URMちとくらしミュージアムにおける昭和の住環境の紹介【国交省】

【戦中・戦後の労苦に関する企画展等の開催】

- 昭和館・しょうけい館・平和祈念展示資料館における合同巡回展【総務省、厚労省】
- 平和祈念展示資料館における企画展の開催及び証言映像の上映、シンポジウムの開催【総務省】
- 昭和館・しょうけい館における企画展の開催及び証言映像の上映【厚労省】

【昭和期の国際交流等に関する企画展等の開催】

- 「世界青年の船」事業及び「東南アジア青年の船」事業における「昭和100年」を踏まえた学びと発信【内閣府】
- JICAにおける昭和期に我が国がはたした国際協力等に係る研修やイベント、情報発信【外務省】（再掲）
- JETROにおける昭和期より続く伝統産品の海外展開事例の紹介【経産省】

【各種白書等における「昭和100年」関連記事の掲載】

- 各種白書等での特集や関連記事の掲載【厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省】
- 広報誌を活用した制度の歴史等に係る周知広報【警察庁、総務省、厚労省、農水省、経産省】

都道府県・指定都市における「昭和100年」関連施策（概要）

※令和7年9月30日現在

昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していく施策

【昭和期の資料の収集・整理、企画展等の開催】

- 戦後を主な対象とする北海道史の編さん【北海道】
- 昭和30年の第6回全国植樹祭に関する写真の公開展示【宮城県】
- 県と市町村の連携による昭和期の記録資料の記念展示【秋田県】
- 昭和期関連資料の展示【千葉県・徳島県 他】
- 昭和60年の第36回全国植樹祭で昭和天皇が使用した鍬や関連資料の展示【熊本県】
- 昭和初期の新聞や絵はがき、写真など貴重資料の展示【鹿児島県】

【昭和期の文書等のアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開】

- 県史デジタルアーカイブスでの昭和期資料の活用【青森県】
- DVD化された昭和期の映像フィルム・ビデオテープの貸出【富山県】
- 県内の戦争・平和に係る情報にアクセスしやすいよう、ホームページの改良【三重県】

【戦争体験等の次世代への継承】

- 被爆者及び高校生による被ばく体験朗読劇等の実施【北海道】
- 北方領土の語り部派遣を通じた戦争体験の伝承【北海道】
- 高校生による平和活動発表等の実施【三重県】
- 市と連携した戦争体験動画の制作・上映及びHPへの掲載【大阪府】

【昭和にゆかりのある施設等における保存・公開等の実施】

- 昭和期建築等の公開【京都市】
- 空襲爆撃中心点付近での記録プレートの設置や戦災樹木への説明看板の設置【岡山市】

昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていく施策

【昭和期の経済、文化・芸術、各種制度等に係る企画等の開催】

- 昭和期の日本遺産等地域の多彩な「遺産」の価値や魅力を発信するパネル展等【北海道】
- 昭和の絵画を通じ昭和期をたどるコレクション展【栃木県】
- 普通選挙法施行100年にちなみ、議会や選挙のあゆみを振り返る企画展【埼玉県】
- 公文書や新聞記事をもとに昭和期を振り返る記念展【滋賀県】
- 昭和期を中心とした現在までの大阪の医学・医療に関する地域資料の特別展【大阪府】
- 昭和を代表する地域ゆかりの画家の生誕130周年及びその画家達が結成した協会創立100周年の展覧会【鳥取県】
- 戦後の昭和期の日本や地域の美術を紹介する企画展【香川県】
- 昭和期に建設された瀬戸大橋に絡めた地域の変貌について紹介する企画展【香川県】
- 昭和期の学校教育の変遷を紹介する企画展【佐賀県】
- 昭和から現在にいたる男女共同参画の節目となった出来事等に関する展示【鹿児島県】
- 水利用に関する昭和期の事業を歴史的公文書等から振り返る展示【相模原市】
- 岡山城に関する100年の歴史を振り返る展示【岡山市】
- 戦後復興事業により形成された地区的変遷を紹介する写真展【広島市】

【昭和期の人々の生活の紹介】

- 昭和期に活躍した漫画家の仕事を紹介する展示開催に併せ、その時代の人々の暮らしの紹介展示【宮城県】
- 日常の道具や当時の地域の暮らしの様子を知ることができる資料の企画展【秋田県】
- 昭和の生活・風景の移り変わりについて郷土史家を招いた講演会の開催及び関連資料の展示【仙台市】
- 地域の昭和の農漁村の風景の変遷を紹介する写真展【新潟市】
- 地域の発展と関連する昭和の時期のおもちゃの展示を通じて当時の暮らしを振り返る展示【北九州市】

【戦中・戦後の労苦に関する企画展等の開催】

- 戦災復興や民主化の様子を公文書及び個人の文書から紹介する企画展【岐阜県】
- 戦争と平和に関するパネル展及び昭和期に関する資料の展示【横浜市】
- 高校生による戦争に関する写真絵本の読み聞かせ【名古屋市】
- 空襲体験や戦中・戦後の地域の歴史を振り返る講座の実施【岡山市】
- 市役所本庁舎等各施設での地域で起きた空襲のパネル展【熊本市】

【昭和期の国際交流等に関する企画展等の開催】

- 地域出身の海軍中佐遺族を通じた日豪交流の軌跡を紹介する企画展【熊本県】

「昭和100年」の機運を盛り上げる施策

【記念イベント】

- 県警音楽隊による昭和の曲の演奏【群馬県・鳥取県】
- 県民の日における昭和の都市開発計画、民俗・祭り等を取り上げた映画の上映【埼玉県】
- 昭和期の資料を紹介するバックヤードツアーの実施【長野県】
- 昭和に関する本の展示【札幌市・静岡市 他】
- 昭和の名曲のCDの特集及び貸出【宮城県・相模原市】
- 展示「経済でたどる昭和100年」の一環として、昭和を代表する県内企業の社史の展示・貸出【愛知県】
- 無声映画など昭和初期の娯楽を体験できるイベントの開催【鳥取県】

【市町村及び民間の活動支援】

- 昭和100年関連事業等への講師派遣、所蔵資料の貸出等【青森県】
- 昭和の日に行われたイベントへの後援名義の使用承認の実施【大阪市】

市区町村（指定都市除く）における「昭和100年」関連施策（概要）

※令和7年9月30日現在

昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していく施策

【昭和期の資料の収集・整理、企画展等の開催】

- 昭和期からの商業関連の実物資料と街並みの写真による商店街の変遷の企画展【北海道本別町】
- 昭和期含む市史編さん事業【青森県十和田市】
- 約100年前に作られた昭和の風景を写した絵はがきの写真と現在の風景とを比較展示【栃木県大田原市】
- 昭和期の市内の写真展【群馬県安中市】
- 太平洋戦争等昭和期にまつわる内容を募集し、郷土史を発行【新潟県燕市】
- 昭和の各年代の写真と現在の同じ場所の写真を並べて広報紙に掲載【愛知県岡崎市】
- 昭和の街並みの写真を募集し、広報紙・SNSでの紹介【京都府京田辺市】
- 市民から募集した昭和の写真と収蔵写真等の企画展【山口県長門市】
- 昭和期の写真の募集、広報誌表紙への掲載【徳島県北島町】
- 市内の昭和の写真を募集し、展示及びデジタル化の実施【大分県竹田市】

【昭和期の文書等のアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開】

- 古写真の目録・公開等デジタルアーカイブ構築事業【千葉県富津市】
- 昭和期の郷土新聞のデジタル化【静岡県熱海市】
- 昭和期の写真のHP掲載によるデジタル写真展の実施【長崎県平戸市】

【戦争体験等の次世代への継承】

- 市民公募による戦争体験談、爆片の実物や古写真的企画展【埼玉県富士見市】
- 戦争体験談の動画を制作し、平和啓発活動に活用【東京都足立区】
- 市内の戦争体験者の声をデジタル化資料として記録し、HP等に公開【神奈川県藤沢市】

【昭和にゆかりのある施設等における保存・公開等の実施】

- 昭和期に使用されていた鉄道レールの展示【東京都豊島区】
- ゆかりのヒト・モノ・コトに関する資料の整理、看板の設置等【宮崎県宮崎市】

昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていく施策

【昭和期の経済、文化・芸術、各種制度等に係る企画等の開催】

- 昭和を彩った歴史的建造物等の保存と利活用に関する景観シンポジウムの開催【青森県弘前市】
- 甘藷栽培の研究を行い、戦時の食料増産に功績を残した地域ゆかりの人物に関する展示【茨城県那珂市】
- 疾開していた歌舞伎役者が行った公演の一部再現【群馬県前橋市】
- 地域ゆかりの人物で昭和の電力王の誕生150周年を記念した企画展【埼玉県新座市】
- ラジオ電波塔所在地であることからラジオ放送等に関する資料等の特別展【埼玉県久喜市】
- 地域の歴史に関する所蔵資料等の特別展、関連講演の実施【東京都千代田区】
- 昭和の作家の作品の結核の描写から今日へのメッセージを読み解くセミナーの実施【東京都港区】
- 広報紙での市制施行からの市政等の紹介【神奈川県鎌倉市】
- 昭和期の歴史の転換点となった出来事を振り返り、街のなり立ちについて考える特別展【神奈川県大和市】
- 地域ゆかりの絵本作家の生誕100年を記念した複製原画の展示等【神奈川県藤沢市】
- 昭和・平成の災害の記録やボランティアの活動を紹介するパネル展【福井県福井市】
- 昭和30年に設置された科学館の70年の歩みを振り返るパネル展【岐阜県岐阜市】
- 歴史研究者等を招聘し、市の歴史を振り返る講座の実施【岐阜県各務原市】
- 昭和の産業をテーマとする3市博物館共同企画展等【静岡県沼津市・三島市・富士市】
- 昭和初期に結成された地元の陶芸家グループについての企画展【愛知県瀬戸市】
- 100年前の砂浜の風景や歴史を振り返り、未来や環境について考えるイベントの実施【大阪府高石市】
- 鉄道開通100年を振り返る企画展【山口県萩市】
- 郷土出身の昭和の画家・舞台美術家の装丁本の展示【大分県豊後高田市】
- 町史や町史編さん過程で収集した古写真から島の歴史を紐解く講座の実施【鹿児島県徳之島町】

【昭和期の人々の生活の紹介】

- 昭和の玩具や年表などのミニ展示【北海道紋別市】
- 昭和の生活用品等の展示やくらしの体験【岩手県釜石市・山形県山辺町・長野県茅野市・愛知県弥富市・兵庫県上郡町・和歌山県岩出市・鳥取県米子市・広島県海田町・福岡県嘉麻市 他】
- 地域ゆかりの企業の家電で高度経済成長期以降の市民の暮らしを振り返る展示【茨城県日立市】
- 広報紙の展示による昭和期の生活等を振り返る企画展【神奈川県小田原市】
- 昭和の日常雑貨や全国の錢湯資料などの特別展【静岡県藤枝市】
- 昭和の暮らしを紹介する写真パネル展【熊本県山鹿市】
- 広報紙の昭和期の記事等による人々の暮らしを紹介するパネル展【鹿児島県西之表市】

【戦中・戦後の労苦に関する企画展等の開催】

- 戦争に関する資料等の企画展【秋田県由利本荘市・大仙市・愛知県田原市・香川県さぬき市 他】
- 写真と資料による戦時下の市民生活を振り返るギャラリー展【茨城県日立市】
- 戦時下の郷土の写真等の平和資料展【千葉県大網白里市】

「昭和100年」の機運を盛り上げる施策

【記念イベント】

- 町を舞台とした昭和期映画の上映会【北海道羅臼町】
- まつりにおいて昭和をテーマにしたイベント等の実施【青森県弘前市】
- まつりにおいて「昭和100年記念」と銘打った前夜祭の開催【宮城県加美町】
- 「昭和100年」をテーマにした本の選定、展示及び貸出【岩手県盛岡市・東京都荒川区・沖縄県石垣市 他】
- 昭和期の文学、当時の暮らし等の本の展示【東京都武蔵野市・神奈川県逗子市・山梨県昭和町・島根県松江市 他】
- 昭和の雰囲気を体験できる施設の開設等、昭和レトロによる市街地活性化を図る【栃木県茂木町】
- 写真集の刊行、企画展の開催等昭和100年記念事業の実施【埼玉県所沢市】
- 「昭和100年」をテーマとし、昭和の曲構成等による花火大会の実施【千葉県柏市】

- 昭和を代表する地域ゆかりの建築家に関する展覧会等の開催【愛媛県今治市】
- 昭和映画祭、子ども昭和遊びイベント等昭和百年記念事業の実施【佐賀県多久市】
- 昭和にかけて貨物や参拝客を運んだ宮崎軽便鉄道をテーマに廃線跡ウォーキング等の実施【宮崎県宮崎市】

【民間の活動支援】

- 昭和期の曲等に関するイベントへの後援名義の使用承認の実施【東京都江戸川区・八王子市・神川県葉山町】
- 伝統文化継承のため、100畳敷大凧の制作の支援【滋賀県東近江市】

民間団体等における「昭和100年」関連施策（概要）

※令和7年9月30日現在

昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していく施策

【昭和期の資料の収集・整理、企画展等の開催】

- 鉄道博物館等において、昭和期の文書や乗車券等の特別展示の実施・検討
【鉄道博物館、京都鉄道博物館、北海道鉄道技術館、東武博物館】
- 角川武蔵野ミュージアムにおいて、昭和の魅力を体感し再発見する展覧会を開催【(公財)角川文化振興財団】
- 郵政博物館において、昭和に関する切手等の資料の展示の実施
【(公財)通信文化協会】
- 帝国データバンク史料館において、昭和の資料を通じて日本経済を振り返るパネル展示の実施【(株)帝国データバンク】
- ニュースパークにおいて、報道写真やデジタルコンテンツの観覧・体験を通じ、「自分ごと」として考えてもらうことを企図した展覧会を開催
【ニュースパーク(日本新聞博物館)】
- 放送ライブラリーにおいて、日本が戦後復興を遂げ、高度経済成長の時代に開催された「大阪万博」で始まった1970年から、「バブル景気」が到来する1980年代後半までの激動の20年間を、放送の歴史とともに振り返る展覧会を開催
【(公財)放送番組センター】
- 丸善日本橋店において、昭和64年間を歴史・政治・経済・文化・テレビなど新聞に見立てて書籍を集めるブックフェアを開催【(株)丸善ジュンク堂書店】

【昭和にゆかりのある施設等における保存・公開等の実施】

- 昭和天皇記念館において、宮内公文書館と連携した所蔵資料等の企画展示の実施【(公財)昭和聖徳記念財団 昭和天皇記念館】
- 旧安田楠雄邸庭園において、「昭和の台所特別公開」及び「旧安田楠雄邸で聴く蓄音機の音色」の実施【(公財)日本ナショナルトラスト】

昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていく施策

【昭和期の経済、文化・芸術、各種制度等に係る企画等の開催】

- 立命館大学において、「昭和100年」を機に、西園寺公望の軌跡を辿り、現在に生きる西園寺公望の思想・哲学を問うシンポジウムを開催【学校法人立命館】
- 日本オリンピックミュージアム等において、「昭和100年」に関する取組の検討
【(公財)日本オリンピック委員会】

【昭和期の人々の生活の紹介】

- ガスミュージアムにおいて、ガス機器を中心として昭和の暮らしを振り返る企画展の実施【東京ガス(株)】

「昭和100年」の機運を盛り上げる施策

【昭和100年記念事業、大会等の開催】

- 武道大会等の実施【(公財)日本武道館】
- 西武園ゆうえんちや昭和期に建てられた名建築ホテルでの特別体験など、昭和の魅力を感じられる体験機会を提供するイベント等の実施
【(株)西武ホールディングス】
- 昭和100年関連のイベント・アトラクションの開催及び歴史展示等の実施
【(株)花やしき】

【広報関係・情報発信】

- Webサイト内への「昭和100年」特設ページの開設
【(一社)全国銀行協会、(一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会、日本証券業協会】
- 東京証券取引所や証券市場に係る歴史や変遷のポスター化、SNS等での情報発信【(株)日本取引所グループ】
- 赤十字講習100周年を記念する取組における「昭和100年」の情報発信
【日本赤十字社】
- 季刊「観光とまちづくり」における「昭和100年」の連載
【(公社)日本観光振興協会】

「昭和100年」関連施策に対する地財措置

- 各地方公共団体が実施する「昭和100年」関連施策に要する経費について、特別交付税措置を講じる。

対象事業

各都道府県・市区町村が実施する「昭和100年」関連施策のうち、地方単独事業 かつ ソフト事業

(令和8年1月～令和8年度末までに実施されるもの)

◆「昭和100年」関連施策 『「昭和100年」ポータルサイトより』

① 「昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策

- 個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理
- ICTなどの最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開
- 高齢化している戦争体験等の語り部の次世代への継承
- 昭和にゆかりのある建築物、産業遺産等の保存・公開 など



② 「昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策

- 以下のような趣旨の企画展示やシンポジウムの開催など
経済、科学技術、インフラ、文化・芸術、スポーツ、各種制度など多様な分野で昭和の躍動を振り返ってそれに学ぶ
それぞれの地域における歴史、戦争の悲惨さや労苦、人々の暮らし等を振り返ってそれに学ぶ
平和を希求する人々の思いが具体化した国際協力・国際交流などの取組を広く紹介する



③ 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策

- 多様な主体の取組を紹介するポータルサイト・SNSによる発信
- 歌謡、マンガ・アニメ、映画、出版など昭和の文化に関連したイベントの開催
- 昭和にゆかりのある地名や昭和の色彩を残す風景などを有する地域が連携した取組の推進 など



措置率

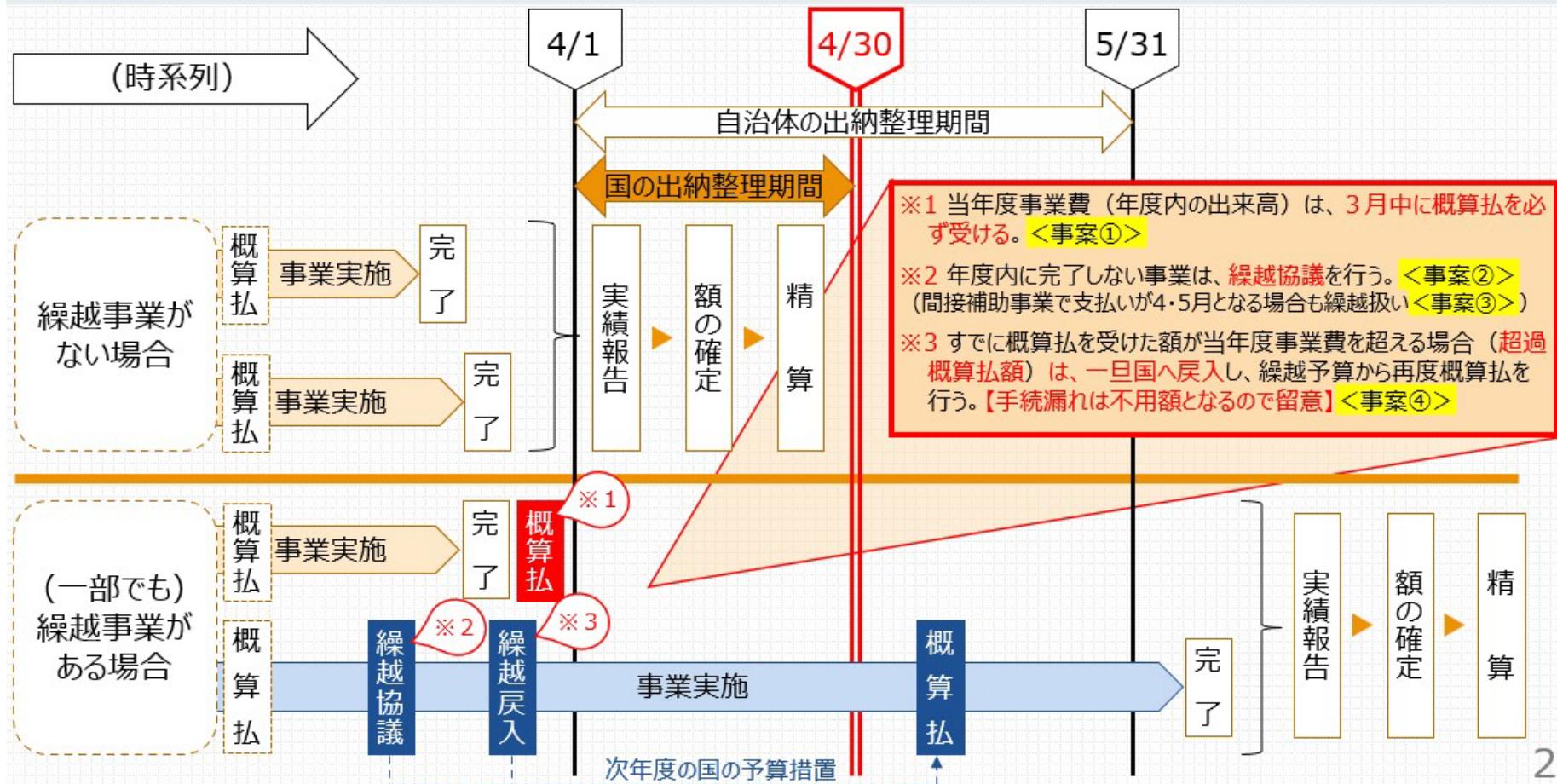
0.5 (財政力補正あり)

「地方創生臨時交付金 事務処理誤り事例集（令和7年1月）」（抄）

※令和7年12月1日にも、本事例集をお送りしています。誤り防止のため、十分に内容をご確認ください。

交付金の交付手続の流れ（イメージ）

- **臨時交付金の交付手続**は、ほかの国庫補助金等と基本的には同じですが、実施計画に掲載した事業毎にそれぞれ手続を行うと事務が繁雑になることから、**実施計画単位で行うこと**としています。（交付申請は1つにまとめる、実績報告は計画掲載事業がすべて完了してから、など）
 - しかし、過年度完了事業に当年度の交付金を充てられないといった**国庫補助金等の一般的なルール**は、**実施計画に掲載した個別事業ごとに当然に適用**されるため、**年度内完了事業の請求漏れ等のないように留意**する必要があります。



重点支援地方交付金の追加

令和7年度5月予備費

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額：1,000億円（推奨事業メニュー分）
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者 支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等 に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対 策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する 支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金

＜追加額 1,000億円＞

令和7年度5月予備費

○ 推奨事業メニュー(1,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援
※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自衛会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の貢上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な貢上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①食料品の物価高騰に対する特別加算 ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 ④消費下支え等を通じた生活者支援 ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

<追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

アスベスト対策の推進

事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされている。（石綿障害予防規則第10条）

自治体所有施設について、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要。

経緯・現状

- 平成17年6月、アスベストを使用した管や建材のメーカー工場の従業員や工場周辺住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病患者が発生し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが公表。これを端緒としてアスベストによる健康被害が社会問題化。
- 平成17年7月、国はアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」(H17.7) 及び「アスベスト問題に係る総合対策」(H17.12) をとりまとめ、以下の対応を進めていくこととした。
 - 既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
 - 建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
 - 建築物におけるアスベストの使用実態の調査とフォローアップ 等
- これを受け、総務省においても、自治体所有施設の調査を実施し、その後もフォローアップ調査を実施しているところであるが、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が相当数あるため、継続して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請している。

R30.11.2、R2.1.20、R3.1.27、R4.1.7、R5.1.6、R6.1.5、R7.1.8、R8.1.21付け総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長発出通知

財政措置

【地方財政措置】

- 公共施設又は公用施設の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む）に地方債（特例債）を充当可能。

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり（アスベスト対策関連予算）

※詳細はホームページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/index.html>) をご参照ください。

＜R7年度の調査結果＞

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（レベル1）

都道府県	対策の実施が未了			都道府県	調査未実施		
	施設数	うち 都道府県	うち 市町村		施設数	うち 都道府県	うち 市町村
徳島県	127	1	126	神奈川県	437	380	57
香川県	13	—	13	福岡県	427	—	427
北海道	11	6	5	広島県	261	6	255
埼玉県	11	3	8	群馬県	212	1	211
群馬県	10	1	9	千葉県	209	—	209
千葉県	9	3	6	岐阜県	196	—	196
岐阜県	9	1	8	和歌山県	161	—	161
三重県	9	2	7	高知県	154	—	154
岩手県	8	1	7	愛知県	143	7	136
福島県	7	—	7	栃木県	142	6	136
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※他県を含めた調査結果の詳細は、「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査に係るフォローアップ調査の結果について」(令和8年1月21日付け通知)をご参照ください。

元利償還金の**40%**
を特別交付税措置

一般
財源

一般単独・一般事業債（石綿対策事業）
(充当率95%)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務> （第5条関係）

- 地方公共団体は、経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努めなければならない

<基本方針> （第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定> （第15条関係）

- 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

[地方公共団体による取組]

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

[建築物木材利用促進協定制度の活用]

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、積極的に検討いただくこと ※地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に 対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となることを周知するとともに、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1、R8.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- ①地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、②木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置（措置率①0.5、②0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyou.html>）

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定。令和5年6月13日変更閣議決定）を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

建設職人基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務>（第5条関係）

- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施

<都道府県計画>（第9条関係）

- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

<基本的施策>（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画の変更について、令和5年6月13日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等

▶ **都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！**

再犯防止対策の推進

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、保護司が自宅以外で直接できる場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力を依頼
- 令和6年5月、保護司が自宅で殺害された事案を受け、法務省において全国の保護司から不安等を聴取。令和6年7月12日付けで上記同様に連名通知を発出し、保護司が、コミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう一層の協力を依頼
▶ 引き続き、保護司活動に対するご協力をお願いします！

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」（計画期間R5～R9）を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。
▶ 地方再犯防止推進計画等※を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！

※47都道府県、968市区町村が策定済（R7.4法務省調べ）

死因究明等の推進

地方公共団体は、「死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定。令和6年7月5日変更閣議決定）を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施

<連携協力>（第7条関係）

- 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策>（第10条から第18条まで関係）

- 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な待遇の確保
- 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会>（第30条関係）

- 地方公共団体は、地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行うとともに、当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努める

死因究明等推進地方協議会の活用等について

- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会※の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることがとされている。

※令和4年度末までに、すべての都道府県で設置済み



- 令和6年7月5日付けで、厚生労働省医政局長（死因究明等推進本部事務局長）より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼。

- 総務省からも、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書を発出し、地方協議会の活用を含め、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼とともに、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議を通じて継続的に依頼

▶ 引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いします！

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化の方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。

令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとしている。

関係省庁連絡会議（R4.8～）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議※を開催（R4.8～）。

※関係閣僚会議の開催に伴い、R6.1に廃止

- 第3回連絡会議（R4.11.10）において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化の方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいる。

(相談体制の充実強化の方策)

- 1 法テラスの抜本的な充実・強化
- 2 消費生活相談等の強化
- 3 警察による適切な関与
- 4 精神的・福祉的支援の充実
- 5 こども・若者の救済
- 6 その他

- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請（R4.9、R4.10、R4.11、R5.3、R5.8）。

また、法務省から要請を受け、自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼（R5.3）。

その後も、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議を通じて継続的に協力を依頼

関係閣僚会議（R6.1～）

- いわゆる被害者救済法※の制定（R5.12）を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催（R6.1～）。

※「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号）

- 第1回関係閣僚会議（R6.1.19）では、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化の方策」の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策について確認された。

(支援の充実・強化策)

- 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化
- 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化
- 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

- その後開催された関係省庁によるフォローアップ会合において、支援の充実・強化策の取組状況等の報告・確認が行われている。

▶ 引き続き、府内の関係部局間で連絡を密にしていただき、
相談対応について、適切な対応をお願いします。

医療コンテナの活用

医療コンテナは、医療資機材をコンテナに搭載し、医療機能を運搬可能にする医療モジュールの一種として位置づけられ、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能。

また、プレハブやテントと比較して気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。

▶ 災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効と考えられる。

医療コンテナとは

- 医療コンテナは、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一緒にトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

活用方法

- 東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）等の災害をはじめ、新型コロナ感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている。

（災害時における活用方法）

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

（感染症医療対応における活用方法）

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

（平時における活用方法）

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

<設置型>



フラットパックコンテナ（岩手県立大槌病院）

<移動型>



野外手術システム（陸上自衛隊）

活用に関する手引き (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf)

- 医療コンテナの設置・運用に関しては、医療法、建築基準法、消防法等の案系法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ&Aなどを掲載した「医療コンテナの活用に関する手引き」を令和5年3月に作成。（令和7年10月一部改正）

都道府県における運用ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001506847.pdf>)

- 令和6年能登半島地震における医療コンテナの活用の成果や課題を踏まえ、今後大規模自然災害等が発生した場合に備え、医療コンテナの災害時活用のための準備や災害時のオペレーションについて示した「医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン」を令和7年6月に作成。

医療コンテナの活用に関する手引き

- ・医療コンテナの概要
- ・医療コンテナの活用方法
- ・医療コンテナ等の設置・運用
- ・医療コンテナの導入状況
- ・導入・活用にあたってのQ & Aについて記載

令和5年3月
(令和5年7月一部追記)
内閣官房国土強靭化推進室

医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン

- ・災害時活用の準備について
- ・災害時のオペレーションについて
(プロセスの概要、ニーズの聞き取り・調査、医療コンテナの設置・運用・撤収)

について記載

令和7年6月
厚生労働省医政局地域医療計画課

成果連動型民間委託契約方式（PFS）について

(内閣府資料)

PFS/SIBとは

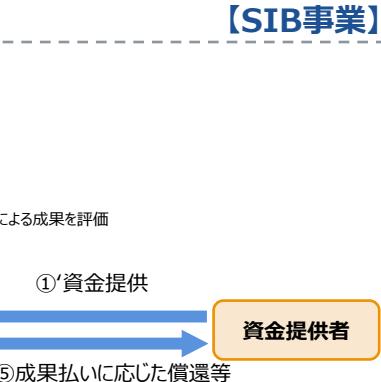
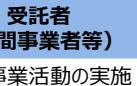
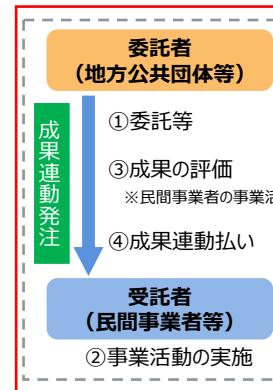
- **PFS（Pay for Success）** とは、民間事業者に対し、事業活動について一定の裁量を付与した上で、**解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標値の改善状況に連動させる委託契約**の方式。
- 従来の業務仕様を定めた発注と異なり、民間の創意工夫が促され、事業効果が高まる。
- **SIB（ソーシャルインパクトボンド）** は、**PFSのうち、資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの**。PFSと比べ、民間事業者の受託能力を引き上げることができる。

事例 大腸がん検診・精密検査受診率向上事業（八王子市）

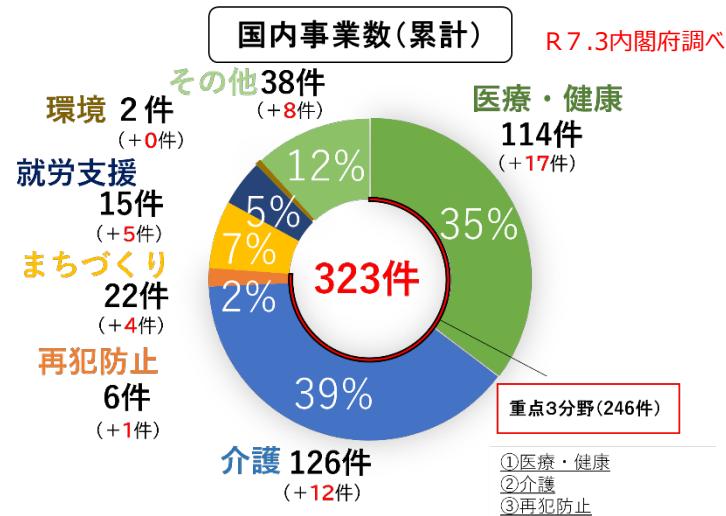
社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題
事業目標	・大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 ・市民・行政双方にとって、医療費負担の抑制
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者（約6.5万人）のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出。（市と協議し決定）
成果指標 【目標値】	①大腸がん検診受診率【19%】 ②精密検査受診率【87%】 ③早期がん発見者数【11人】
委託費	0~9,762千円
事業期間	3年間（平成29年度～平成31年度）
PFS事業効果	約39,144千円 (医療費適正化効果)



【PFS事業】



全国の実施状況



PFS導入の支援（内閣府）

- **PFS推進交付金**（地方公共団体のPFS事業を補助 最大5,000万、補助率2/3）
- モデル事業組成のためのコンサル派遣による**案件形成支援**（最大2年、内閣府が派遣）
- 地方公共団体等への**講師派遣・専門家派遣** 等

内閣府 成果連動型事業推進室

☎ 03-6256-1168 (直通)
地方公共団体や事業者の方からの質問、相談をお受けしています。



PFS問合せフォーム



公式Youtubeチャンネル



辺地共聴施設(テレビ共同受信施設)に関する 支援について

総務省 情報流通行政局
放送施設整備促進課



- 総務省では、辺地共聴施設（テレビ共同受信施設）の老朽化、組合員の高齢化や減少等といった課題を踏まえ、地域における放送の視聴環境を確保する観点から、以下の2つの支援を実施しています。

1. 辺地共聴施設の高度化支援事業（補助事業） ➡ p2～

- (1) 代替事業（ケーブルテレビ等の民間サービスへの移行支援）
- (2) 改修事業（同軸ケーブルの光ファイバーケーブルへの張替え（光化）支援）

2. 辺地共聴施設の相談支援窓口 ➡ p4～

- (1) 電話やメール等による相談の受付
- (2) 専門家による技術的支援（現地調査等）

※地形等の影響による難視聴を解消するため、地元住民で構成する共聴組合が、受信環境の良い所にアンテナを共同設置し、運営・管理する施設が対象です（*）。

（*）地方公共団体が設置・運営している共聴施設も対象となります。

- 次ページ以降で、それぞれの施策についてご紹介します。



1. 辺地共聴施設の高度化支援事業

- 山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

【令和8年度予算額(案) 7.0億円の内数、令和7年度補正予算額2.6億円の内数】
(令和7年度当初予算 10.0億円の内数)

○ 事業主体

- (1) 市町村、電気通信事業者、有線一般放送事業者又はこれらの連携主体
(2) 市町村、市町村の連携主体

○ 補助率

- (1) 辺地共聴施設の代替 : 2/3
(2) 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域に限る。

※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

■ 令和8年度公募スケジュール(予定)

公募開始日：令和8年1月23日(金)

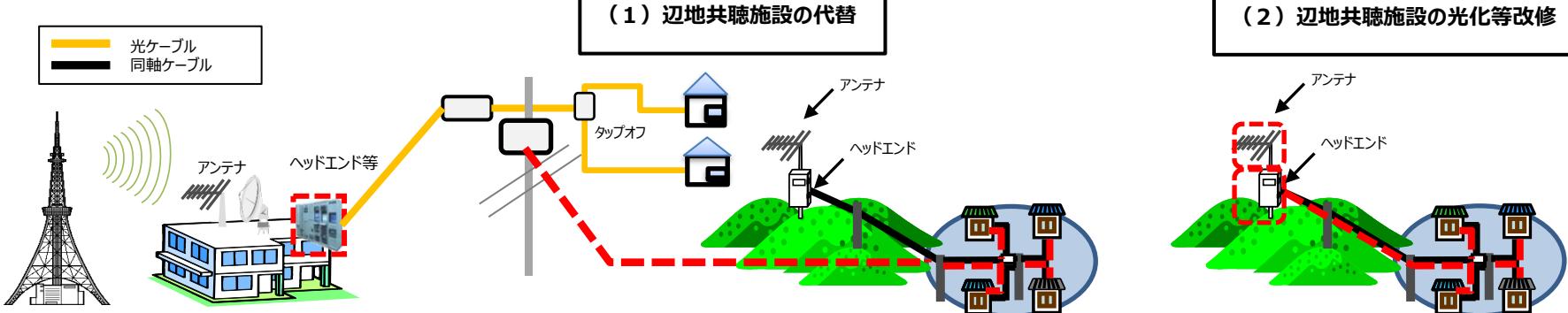
第一次締切：令和8年2月13日(金)12:00(必着)まで

第二次締切：令和8年3月27日(金)12:00(必着)まで

第三次締切：令和8年5月29日(金)12:00(必着)まで

※ 第二次締切及び第三次締切については、第一次締切又は第二次締切までの応募により予算額に達すると見込まれる場合、以降の受付を行わないことがあります。

※ 応募の状況によっては、第三次締切以降も応募を随時受け付ける場合があります。





令和7年度 補助金交付先一覧

- 令和7年度当初予算「辺地共聴施設の高度化支援事業」における補助金の交付先は、以下の14団体でした。

<辺地共聴施設高度化改修事業> 13団体

都道府県	団体名
島根県	隠岐の島町(布施)
島根県	隠岐の島町(卯敷)
北海道	芦別市
宮城県	涌谷町
新潟県	関川村
広島県	安芸太田町
岩手県	一関市
岩手県	滝沢市
北海道	新冠町
岩手県	一戸町(来田地区)
岩手県	一戸町(道地・駒木地区)
岡山県	備前市
岩手県	岩手町

<辺地共聴施設高度化代替事業> 1団体

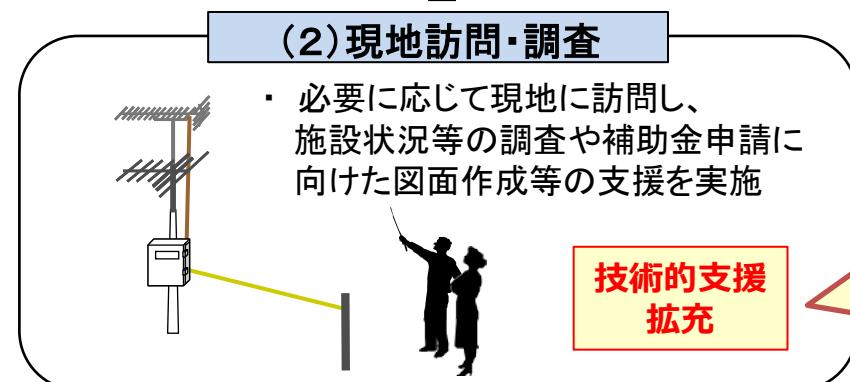
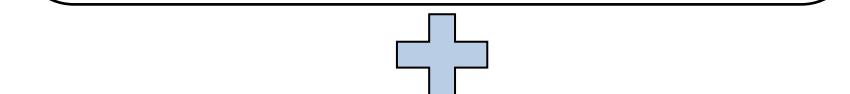
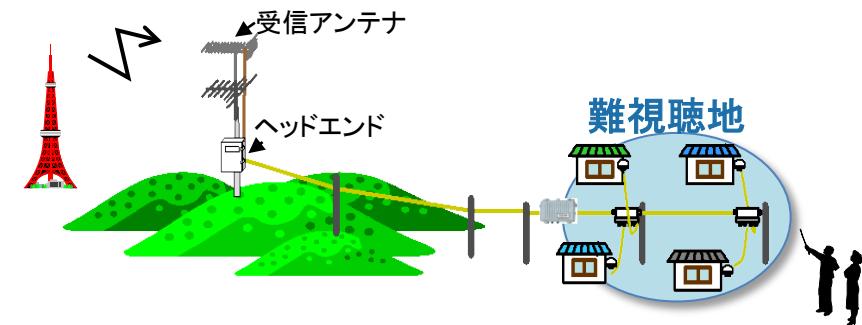
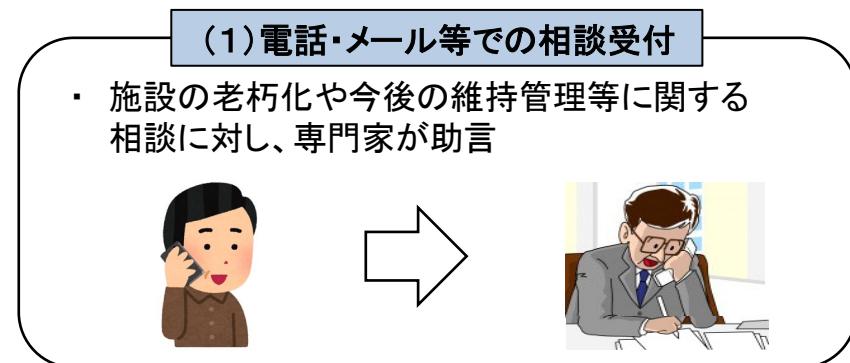
都道府県	団体名
鹿児島県	龍郷町



2. 辺地共聴施設の相談支援窓口

- 辺地共聴施設の老朽化や高齢化等による組合員減少に伴う施設の維持等の課題に対応すべく、相談支援窓口を設置し、施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施。
- 辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民組合、自治体等に対し、関係者との合意形成の進め方や補助金申請に関する支援に加え、技術的知見が必要となる現地調査や図面作成等を含む技術的支援も行い、共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

<支援体制のイメージ>



市町村や共聴組合の皆様が、
・ 専門家による現地調査
(共聴施設の老朽化・受信環境調査、図面の作成等)
・ 調査結果の分析、取り得る技術的選択肢の整理
・ 地域の放送視聴環境確保計画の策定支援
まで、総合的な支援を受けることが可能です。

2-(1) 電話・メール等による相談受付

<相談支援窓口リーフレット>

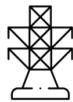


テレビ共同受信施設(辺地共聴施設) 相談支援窓口開設のお知らせ

総務省では、テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)の老朽化等の課題について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口(請負事業者:PwCコンサルティング合同会社)を開設し、相談受付を行っております。

辺地共聴施設相談支援窓口Webサイト内相談フォームのほか、Eメール、電話からご相談・お問い合わせいただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

自主共聴施設運営におけるこんなお悩みはありませんか？



設備更新をしたいが
進め方がわからない



老朽化に伴い廃止したいが
手続きが不明



補助金の申し込み方法が
わからない



今後の長期的な
運営が不透明

辺地共聴施設に関するご相談は

相談フォーム・お電話・メールにて受け付けております（無料）

本窓口の運営は令和7年度総務省補助事業として実施するもので、令和8年3月31日までの開設を予定しています。お問い合わせをご希望される場合には、期間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

補助金申請手続きや共聴組合へのサポートに関するお問い合わせ先

テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)相談支援窓口

(運営:PwCコンサルティング合同会社)

Webサイトからのご相談

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyocho-soudan/index.html



- ✓ 相談フォームからの各種お問い合わせ
- ✓ 辺地共聴施設高度化支援事業の申請書式類のダウンロード
- ✓ 「よくある質問」の閲覧 ほか

お電話でのご相談

電話番号03-6257-0576

(受付時間:平日9:00～17:00)

*窓口からの折り返しは携帯電話からとなります。
080-3716-0444、080-3526-4283から
発信いたしますので、あらかじめご承知おさくください。



アクセスはこちらから



メールでのご相談

jp_cons_kyocho_support@pwc.com

*メール本文には以下をご記載ください。
 ・氏名・共聴施設名・相談者区分(共聴施設利用者、
 市区町村担当者、ケーブルテレビ事業者、施工業者)
 ・共聴施設所在地(市区町村まで記載)・お問い合わせ内容



テレビ共同受信施設(自主共聴施設)とは？

各世帯が個別アンテナでテレビ電波を受信するのではなく、共同のアンテナでテレビ電波を受信し、有線ケーブル等を通じて複数の家庭に放送を届ける施設のことです。



共聴施設には様々な運営形態がありますが、本紙では、難視聴解消のため、地元住民で構成する共聴組合が受信環境の良い所にアンテナを共同設置し、運営・管理する「辺地自主共聴施設(※)」を対象としています。

(※)自治体の設置・運営している共聴施設についても対象です。

設置目的	難視聴解消共聴(辺地共聴)	都市受信障害共聴	集合住宅・団地共聴
山間部など地形的な要因で放送電波が弱く、テレビが見えづらい地域に難視聴解消対策として設置	主にビル等によって電波の遮蔽や反射が起る電波障害の対策として設置	ビル・マンション等の集合住宅において、効率性や美観のため、屋上や敷地内の一角に設置した共同受信アンテナから各戸へ分配	
運営形態	自主共聴	NHK共聴	NHK共聴
地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、地元住民で構成する共聴組合が設置し、運営・管理	NHKの地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、地元住民で構成する施設組合とNHKが共同で設置し、運営・管理		

テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)相談支援窓口にはどんなことが相談できる？

当窓口では、共聴組合や自治体の皆さまからのご相談を受け付けています。

- ・光化更新やCATV代替に関する補助制度の利用に関するお問い合わせ・ご相談
施設の更新や代替に活用できる補助制度の内容・条件をご説明の上、地域の状況に合わせた方針策定のご相談を承っております。
- ・申請手続きのサポート
補助金申請に必要な書類や手続きの流れをご案内します。
- ・運営上の課題への対応
組合員の高齢化や維持管理の負担軽減、将来の運営方針についてのご相談を承ります。
施設の維持・更新でお困りのことがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

共聴施設を通してテレビを見ているのですが、
設備が古くなったのか
最近テレビの映りが悪くて…
相談先がわからないので電話しました

設備を新しくしたいのですがお金がなくて…
何か支援はないですか？



2-(2) 技術的支援(現地調査等)

支援対象

市町村、自主共聴組合（市町村と自主共聴組合の共同申請も可）

支援内容

辺地共聴施設によってテレビ放送を視聴しているが、将来の安定した視聴環境の確保に不安があり、地域のテレビ放送の安定した視聴環境を確保する将来計画（放送視聴環境確保計画）の策定を検討している市町村又は共聴組合に対し、**技術的知見を有する専門家を派遣して現地調査や調査結果の整理・分析等を行うことにより、必要な情報を提供するとともに、それらの情報を踏まえ、主体的な放送視聴環境確保計画の策定に向けた伴走支援を実施。**（※支援対象団体の費用負担なし）

項目	内容	
現地調査	調査業務	・共聴施設の現状調査（老朽化状況、既存設備の確認等） ・放送受信状況調査（世帯の個別受信状況、有線放送サービス提供状況等） 等
	設計業務	・光ファイバー整備計画等の図面作成 ・公的単価に基づく概算事業費の算出 等
調査結果の整理・分析	調査結果を基に、放送視聴環境確保のために必要な取り得る技術的選択肢の整理と、それぞれの選択肢の技術的特徴・留意点等を整理	
放送視聴環境確保計画の策定支援	整理・分析結果を基に、支援対象団体が主体的に放送視聴環境確保計画を策定できるよう伴走支援	

<支援の流れのイメージ>



公募スケジュール（予定）

令和8年4月以降、2回程度の公募を実施予定。※状況に応じてスケジュールを変更する可能性があります。

辺地共聴施設の相談支援窓口ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyocho-soudan/index.html

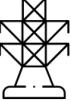
- ✓ 相談フォームからのお問合せ、よくある質問
 - ✓ 補助金の概要、申請資料、事例集
- などを掲載しています。ぜひご覧ください。



テレビ共同受信施設（辺地共聴施設）相談支援窓口
(受付時間:平日9:00~17:00)

本ウェブサイトでは、全国各地の総合通信局等と連携して、辺地共聴施設の運営における疑問やお悩みにお答えし、地域の皆さまの持続的・安定的なテレビ視聴環境の維持をお手伝いします。

共聴施設運営におけるこんなお悩みはありませんか？



設備更新をしたいが進め方がわからない



老朽化に伴い廃止したいが手続きが不明



補助金の申し込み方法がわからない



今後の長期的な運営が不透明

辺地共聴施設に関するご相談は、相談フォーム・お電話・メールにて受け付けております（無料）。本ウェブサイト内「よくある質問」もご参照ください。

辺地共聴施設相談支援窓口

相談フォームから相談する

お電話でのご相談

窓口電話番号：03-6257-0576
(受付時間：平日9:00~17:00)

※相談支援窓口からの折り返しは携帯電話からとなります。
080-3716-0444、080-3526-4283から発信いたしますので、
あらかじめご承知おきください。

メールでのご相談

jp_cons_kyoho_support_atmark_pwc.com

※メール送付時は「atmark」を「@」に変更してください。
メール本文に以下をご記載ください。
・氏名・共聴施設名・相談者区分（共聴施設利用者、市区町村担当者・施工業者）
・共聴施設所在地（市区町村まで記載）・問い合わせ内容

こちらからもアクセス可能です



事業に関するお問合せがございましたら、
以下へご連絡ください

【お問合せ先】

総務省 情報流通常行政局
放送施設整備促進課 総括ライン

TEL: 03-5253-5737

e-mail: infra-sokatsu@ml.soumu.go.jp

